



発行所 大阪市教職員組合 TEL (6942) 3561(代) FAX (6943) 8039 発行人：岡本 共右

2018.12.13

号外

市教組：「教育委員会の提案には反対しないが、大阪市の教育水準を上げるためには、教職員の勤務労働条件を改善させることが急務である。」と教育委員会を厳しく指摘！

市教組は、12月13日、権限移譲に伴う教職員の勤務労働条件に係る「初任給水準の引上げ」について、教育委員会と交渉を行った。

市教組は、11月15日の提案交渉時に提示されていなかった短大卒者の昇給カーブや各年度の評価結果に対する給料月額（※）について、次の交渉時に考え方を示すよう求めていた。

今回の交渉では、前回の交渉で示されなかった短大卒の昇給カーブと給料月額、そして在職者調整について教育委員会より回答があった。また、学校園への周知方法についても教育委員会の考え方が示された。

市教組は、今回の提案については、大阪市の教育水準を上げるための方策の1つであるとの考えを示したうえで、教職員の長時間勤務が社会問題化していることをふまえ、教職員がゆとりをもって子どもに関わるのが何よりも大切であり、そのためには、教職員の勤務労働条件の改善を行うことが急務であると教育委員会を質した。また、権限移譲に伴い、我々の勤務条件が大きく後退していることに対して、引き続き、改善に向けた交渉・協議を行うよう市教委に求め、交渉を一時中断した。

※交渉内容（概要）は、以下のとおり

組…市教組 市…教育委員会

市： それでは、ただいまより大阪市教職員組合の皆様と「権限移譲にかかる教職員の人事給与制度について」交渉をはじめさせていただきます。

組： 冒頭、交渉を行う前にひと言申し述べておく。

11月15日に、教育委員会より、権限移譲に伴う教職員の勤務労働条件に伴う、初任給水準の引上げについて提案がなされた。

これは、新規採用者ならびに在職者の給与に関わる重要な事項であり、教職員の勤務労働条件に関わる極めて重要な課題である。

当然、交渉事項であり労使合意を経て、実施されるものであり、教育委員会は誠意を持って、交渉、協議を行うよう強く求めておく。

市： 本日は、校務ご多忙なところ日程調整をしていただきまして、誠にありがとうございます。

昨年 of 平成 29 年 4 月 1 日の大阪府からの給与負担等の権限移譲にかかる新たな人事・給与制度についてでございますが、なお残る課題につきましては、引き続き、大阪市教職員組合の皆様と交渉、協議を継続させていただいているところでございます。

教育委員会といたしましては、皆様の勤務条件にかかわる事項につきましては、当然、交渉事項であると考えており、これまでも大阪市教職員組合の皆様とは教育委員会との適切な労使慣行に基づき、誠意をもって交渉・協議を行ってきたところであると認識しております。

本日は、平成 30 年 11 月 15 日のご提案の際に、ご指摘いただきました点につきまして、また、この間の事務折衝の経過等も踏まえ、ご回答させていただきたいと考えております。

市： 本日は、権限移譲にかかる教職員の人事給与制度に関しまして、教育職員の初任給水準の引上げについて、11月15日のご提案時において、ご質問がございました点について、ご説明申し上げます。

まず、短大卒の昇給カーブについてでございます。別紙（裏面上段）をご覧ください。採用初年度は、短大卒の小学校・中学校教育職給料表適用者におきましては 19 号給に相当する給料月額を支給することといたします。

この改正によりまして、最大 12 号給相当、1 ヶ月当たり本給ベースで約 24,000 円（教職調整額、地域手当込みの場合約 29,000 円）の引上げとなります。

また、採用 2 年目から採用 4 年目までは、大卒者と同様に 1 号給に相当する給料月額を加算して支給することを基本といたします。この場合、昇給号給が毎年度 4 号給であれば、5 年目には本来号給と合致することからこれ以降は本来の号給に基づいた給料月額を支給することといたします。

別紙（裏面下段）をご覧ください。こちらは毎年度の昇給が 2 号給ずつの場合、つまり前年度の人事評価結果が第 4 区分の者に関する引上げについてお示ししたものととなります。この場合、採用 5 年目であっても依然として本来の号給と引上げ後の相当号給は合致しませんが、人事評価結果が第 3 区分以上の教員が引上げが 4 年目までであることとの均衡を考慮し、これ以上の引上げは行わず、4 年目と同じ相当号給に基づき支給したいと考えております。

最後に、在職者調整についてでございます。当該制度導入に伴う採用者と在職者との逆転を防止するため、同様の手法を用いて、在職者に対する調整を行いたいと考えております。

組： ただいま、教育委員会より、教育職員の初任給水準の引上げについて、我々の指摘を踏まえ、改めて説明があったところである。

それではただいまの説明について、質したいことがあれば。

組： 提案交渉時の大卒者の昇給カーブ（2018.11.15 付市教組ニュース号外を参照）に加えて、本日、短大卒者の昇給カーブ、ならびに個々の評価結果に対応した給与月額（※）について、教育委員会より説明がなされたところである。

教育委員会の提案では、標準以上の評価結果であれば、新規採用者および採用 4 年目まで、給与水準が引上げられるということである。また、各年度の評価結果に応じて昇給幅が決定されるということである。市教組としては、提案交渉の折にも質したが、引上げ後の給料月額が、個々によって違いが生じるためかなり複雑になることが予想される。これにより、昇給号給の誤りや支給ミスが生じる恐れがあると考えられるが、教育委員会としてどのような対応を考えているのか見解を求める。

市： ご指摘いただきましたとおり、今回の制度改正に伴う初任給の号給決定誤りや、昇給号給誤り、支給ミスを発生させることは、一切あってはならないと考えております。教育委員会といたしましては、号給決定を行う教職員人事担当及び給与支給事務を行う学校経営管理センターとも密に連携のうえ、システム改修等を進めてまいりたいと考えております。

組： 再度、確認を行うが、初任給水準の引上げは、次年度からの実施ということに変わりはないか。

市： 初任給水準の引上げにつきましては、平成 31 年 4 月 1 日実施とし、平成 31 年 4 月 1 日以降に新規採用となる者及び在職者に対して、本制度を適用する方向で、所要の条例及び規則改正の手続きを進めてまいりたいと考えております。

組： 次に、次年度実施ということであるが、我々としては、学校現場や本人への周知方法を丁寧に行うべきであると考えますが教育委員会の見解を求める。

市： 学校園への周知につきましては、通知文の発出のみをもって終えるのではなく、あらかじめ校園長が集まる場におきまして、事前に丁寧に説明のうえ、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、制度適用となるご本人への周知につきましては、通知文はもとより、給与明細等にも何らかの形で表示が可能となるよう、現在、検討しているところでございます。

【裏面に続く】

組： 次に、今後のスケジュールについて、教育委員会の見解を求める。

市： 今後のスケジュールについてですが、所要の条例改正及び規則改正が必要となりますことから、年明けの教育委員会会議に上程した後、市議会に上程し、改正条例案の審議を行っていただくよう、手続きを進めてまいりたいと考えております。

組： ただいま、教育委員会より提案のあった権限移譲に伴う教職員の勤務労働条件に伴う、初任給水準の引上げについて質したところである。

市教組としては、提案そのものには反対しないが、今回の提案は、大阪市の教育水準をあげるための方策の1つであると考える。

いま、教職員の長時間勤務が社会問題化している。大阪市の学校に通う子どもの教育権を保障するとともに、大阪市の教育水準を上げるためには、教職員がゆとりをもって子どもに関わることが何よりも大切である。そのためには、教職員の勤務労働条件の更なる改善を行うことが急務である。そのことを強く申し述べておく。

組： ただいま、市教組からの指摘を踏まえて、教育委員会より回答が示されたところである。提案交渉でも申し上げたが、優秀な人材確保は喫緊の課題であり、そのための勤務条件の改善として初任給水準を引上げることは理解できる。しかし、そのことにより、今後、児童生徒の教育条件の悪化や教職員の給与水準の低下につながるものがないよう、再度、申し述べておく。

さらに新規採用の任命権者である教育委員会には、採用に対する責任がある。教員育成の充実や、大阪市で教員を続けようとモチベーションが上がるような教育施策、パワハラやセクハラのない職場環境など、改善すべき点は多く、それらの改善がないと初任給の引上げだけでは優秀な人材は確保できないと考える。

市教組はこれまででも、教育委員会に対して権限移譲に伴う給与及び勤務条件の改善について求めてきたところであるが、未だ大きく後退しており、改善されていない状況にある。

これについても、引き続き、協議すべきであると考えるが、教育委員会の見解はどうか。

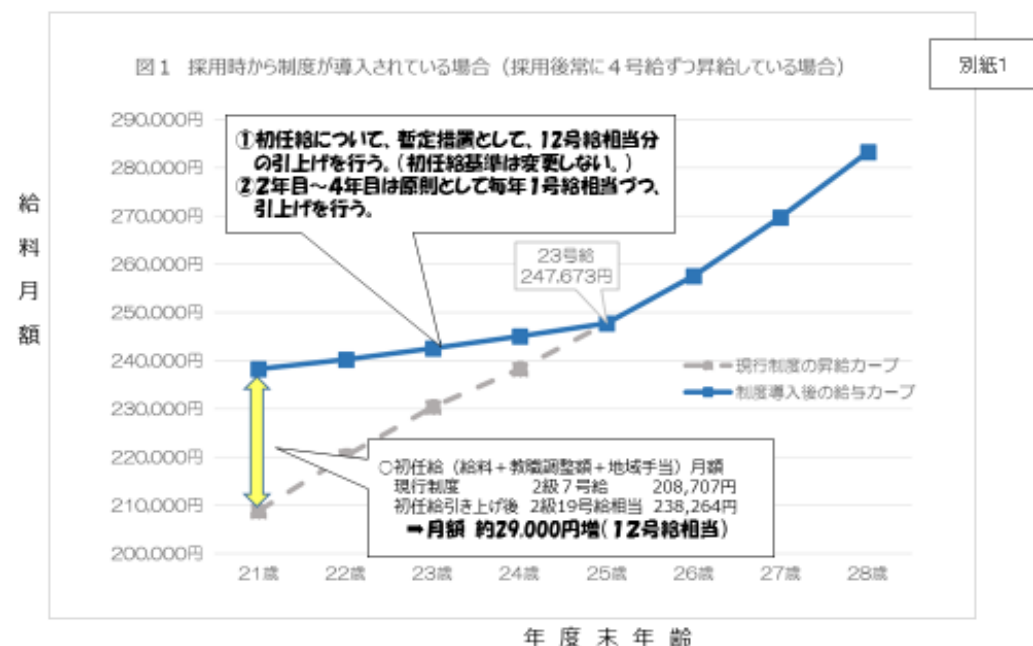
市： 当然のことながら、給与・勤務条件に関わる事項につきましては、交渉事項であり、権限移譲に際してなお残る課題につきましては、誠意をもって協議を行ってまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましても、11月15日のご提案の際に申しあげましたが、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、多くの優秀な教員を獲得し、本市の教育水準のさらなる向上を図っていくため、とりわけ、新規採用者の初任給水準の引上げを行いたいというものでございます。大阪市教職員組合の皆様方には、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

組： 権限移譲にかかる教職員の人事給与制度も含め、なお残る課題については、今後も引き続き、交渉・協議を求めていくということを申し入れ、本日の交渉を一時中断する。

(※) 各年度の評価結果に対応した給与月額については、複数のパターンがあるため号外には掲載しておりません。ご質問のある方は、市教組までお問い合わせください。

○教員初任給引上げ後の昇給カーブについて（小学校・中学校教育職給料表が適用される短大卒者）



○教員初任給引上げ後の昇給カーブについて（小学校・中学校教育職給料表が適用される短大卒者）

